

第 1 調査結果の概要

1 平均賃金

(1) 規模別

平成 12 年 7 月 1 か月間の県内常用従業員の平均賃金は、333,427 円となっている。

(統計表 1 - 1)

これを規模別にみると、中小企業で 276,045 円(平均年齢 40.2 歳、平均勤続年数 10.7 年)、大企業で 358,257 円(平均年齢 40.0 歳、平均勤続年数 15.6 年)となっている。

平均賃金の内訳をみると、中小企業では基準内賃金が 246,617 円、基準外賃金が 29,428 円で、大企業では基準内賃金が 310,285 円、基準外賃金が 47,972 円となっている。基準外賃金は、中小企業で平均賃金の 10.7%を占め、大企業で 13.4%を占めている。(第 1 表)

基準内賃金を前年と比べると、中小企業で 2,741 円増、対前年増減率 1.12%となり、大企業で 1,177 円増、対前年増減率 0.4%となっている。(第 2 表)

第 1 表 産業、規模別平均賃金

区 分	規 模	勤続年数 (年)	年 齢 (歳)	平 均 賃 金		
				基準内賃金 (円)	基準外賃金 (円)	総 額 (円)
全 産 業	中 小 企 業	10.7	40.2	246,617	29,428	276,045
	大 企 業	15.6	40.0	310,285	47,972	358,257
建 設 業	中 小 企 業	12.0	40.3	274,252	24,649	298,901
	大 企 業	17.6	40.8	421,573	22,052	443,625
製 造 業	中 小 企 業	11.4	40.8	238,790	30,272	269,061
	大 企 業	16.6	39.3	315,824	55,620	371,444
卸売・ 小売業	中 小 企 業	10.6	38.6	253,401	8,706	262,107
	大 企 業	14.6	37.0	339,828	27,006	366,835
金融・ 保険業	中 小 企 業	13.0	35.4	279,104	6,902	286,006
	大 企 業	9.4	36.3	305,460	24,055	329,515
運 輸 業	中 小 企 業	10.4	44.8	202,609	51,015	253,625
	大 企 業	16.7	40.5	271,322	54,026	325,348
サ ー ビ ス 業	中 小 企 業	9.2	37.4	270,113	26,680	296,793
	大 企 業	8.1	46.4	234,855	21,750	256,605

第 2 表 基準内賃金の前年比較

区 分	平成 11 年	平成 12 年	前年差	増減率
中 小 企 業	243,876 円	246,617 円	2,741 円	1.1%
大 企 業	309,108 円	310,285 円	1,177 円	0.4%

(2) 産業別

基準内平均賃金を産業別に金額の高い順にみると、中小企業では「金融・保険業」279,104円、「建設業」274,252円、「サービス業」270,113円、「卸売・小売業」253,401円、「製造業」238,790円、「運輸業」202,609円となっており、大企業では「建設業」421,573円、「卸売・小売業」339,828円、「製造業」315,824円、「金融・保険業」305,460円、「運輸業」271,322円、「サービス業」234,855円となっている。(第1表)

基準内賃金を100とした場合の基準外賃金の割合をみると、中小企業、大企業ともに「運輸業」が最も高く、それぞれ21.4、29.9となっている。

次いで、中小企業では「建設業」(10.9)、大企業では「製造業」(12.6)となっている。

(第3表)

第3表 基準内賃金を100としたときの基準外賃金の割合

区 分	全産業	建設業	製造業	卸売・ 小売業	金融・ 保険業	運輸業	サービ ス 業
中小企業	11.9	9.0	12.7	3.4	2.5	25.2	9.9
大企業	15.5	5.2	17.6	7.9	7.9	19.9	9.3

(3) 男女別

基準内賃金を男女別にみると、中小企業では男子269,483円(平均年齢40.9歳、平均勤続年数11.7年)に対し、女子186,536円(平均年齢38.5歳、平均勤続年数8.3年)となり、大企業では男子326,906円(平均年齢40.7歳、平均勤続年数16.3年)に対し、女子211,548円(平均年齢35.6歳、平均勤続年数11.2年)となっている。(第4表)

男子の基準内賃金を100とした場合の女子の割合は、中小企業では69.2、大企業では64.7となっている。(第5表)

第4表 男女別平均賃金

区 分	規 模	男					女				
		平均 勤続 年数 (年)	平均 年齢 (歳)	平 均 賃 金			平均 勤続 年数 (年)	平均 年齢 (歳)	平 均 賃 金		
				基準 内 賃金 (円)	基準 外 賃金 (円)	総額 (円)			基準 内 賃金 (円)	基準 外 賃金 (円)	総額 (円)
全産業	中小企業	11.7	40.9	269,483	35,862	305,345	8.3	38.5	186,536	12,520	199,056
	大企業	16.3	40.7	326,906	52,763	379,668	11.2	35.6	211,548	19,512	231,060
建設業	中小企業	12.4	40.7	287,633	27,489	315,122	9.4	37.9	192,147	7,226	199,373
	大企業	19.1	42.4	453,521	23,866	477,387	9.5	32.1	248,612	12,230	260,842
製造業	中小企業	12.1	40.4	267,135	36,951	304,086	9.2	42.0	160,923	11,925	172,848
	大企業	17.1	39.9	329,016	60,032	389,047	13.3	34.5	220,160	23,628	243,789
卸売・ 小売業	中小企業	12.1	39.2	300,961	10,312	311,273	8.3	37.6	178,764	6,186	184,950
	大企業	16.2	38.6	375,846	29,458	405,304	9.1	31.4	213,577	18,412	231,989
金融・ 保険業	中小企業	16.1	39.6	324,618	8,639	333,257	7.7	28.3	200,808	3,912	204,720
	大企業	10.9	40.4	362,594	22,337	384,932	7.6	31.1	234,521	26,188	260,709
運輸業	中小企業	10.7	45.1	205,569	54,166	259,735	7.6	41.4	169,919	16,207	186,127
	大企業	17.5	41.3	281,148	58,499	339,647	9.7	33.7	183,488	14,039	197,527
サービ ス業	中小企業	10.4	38.4	310,526	33,993	344,520	7.4	36.1	214,986	16,705	231,691
	大企業	8.3	47.0	253,399	25,695	279,095	7.3	44.3	175,051	9,027	184,077

第5表 産業、規模別基準内賃金の男女差(男=100)

区 分		全産業	建設業	製造業	卸売・ 小売業	金融・ 保険業	運輸業	サービ ス業
中小企業	男	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	女	69.2	66.8	60.2	59.4	61.9	82.7	69.2
大企業	男	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	女	64.7	54.8	66.9	56.8	64.7	65.3	69.1

2 推計平均賃金

「換算基準内賃金」とは、

基準内賃金を賃金傾向値を用いて、標準労働者（年齢 35 歳、勤続年数 17 年）の賃金に算出し直したものである。

（注）「賃金傾向値」とは、労働省の「賃金構造基本統計調査」の結果をもとに作成した賃金指数で、年齢と勤続年数の増加によって賃金がどのように変化していくか、その傾向を指数によって示したものである。

「推計平均賃金」とは、

標準労働者の平均賃金で、次式によって算出した。

$$\text{換算基準内賃金} \times \frac{\text{平均賃金}}{\text{基準内賃金}} = \text{推計平均賃金}$$

(1) 規模別

推計平均賃金は、中小企業で 283,825 円（換算基準内賃金 253,568 円）、大企業で 346,520 円（換算基準内賃金 300,120 円）となっている。（第 6 表）

中小企業の換算基準内賃金を 100 とした場合、大企業は 118 である。（第 7 表）

(2) 産業別

推計平均賃金を産業別に金額の高い順にみると、中小企業では「金融・保険業」308,494 円、「サービス業」305,567 円、「建設業」301,340 円、「運輸業」280,573 円、「製造業」278,923 円、「卸売・小売業」269,253 円となっており、大企業では、「建設業」417,308 円、「金融・保険業」399,974 円、「卸売・小売業」364,081 円、「製造業」353,830 円、「運輸業」325,677 円、「サービス業」248,291 円となっている。（第 6 表）

中小企業を 100 として大企業との差をみると、換算基準内賃金及び推計平均賃金ともに建設業で規模間格差が大きくなっている。

（第 7 表）

第 6 表 推計平均賃金

	中小企業		大企業	
	換算基準内賃金	推計平均賃金	換算基準内賃金	推計平均賃金
全産業	253,568	283,825	300,120	346,520
建設業	276,490	301,340	396,564	417,308
製造業	247,543	278,923	300,847	353,830
卸売・小売業	260,310	269,253	337,277	364,081
金融・保険業	301,050	308,494	370,775	399,974
運輸業	224,136	280,573	271,596	325,677
サービス業	278,098	305,567	227,166	248,291

第7表 産業別推計平均賃金の規模間格差（中小企業 = 100）

区 分		全産業	建設業	製造業	卸売・ 小売業	金融・ 保険業	運輸業	サービ ス 業
基 準 内 賃 金	中 小 企 業	100	100	100	100	100	100	100
	大 企 業	126	154	132	134	109	134	87
換 算 基 準 内 賃 金	中 小 企 業	100	100	100	100	100	100	100
	大 企 業	118	143	122	130	123	121	82
推 計 平 均 賃 金	中 小 企 業	100	100	100	100	100	100	100
	大 企 業	122	138	127	135	130	116	81

(3) 男女別

推計平均賃金を男女別にみると、中小企業では男子292,265円、女子214,661円となり、大企業では男子343,404円、女子251,378円となっている。（第8表）

第8表 産業、男女別推計平均賃金

（単位：円）

区 分		男		女	
		換算基準内賃金	推計平均賃金	換算基準内賃金	推計平均賃金
全産業	中小企業	257,939	292,265	20,160	214,661
	大企業	295,682	343,404	230,150	251,378
建設業	中小企業	266,092	291,523	224,765	233,218
	大企業	405,848	427,205	292,170	306,543
製造業	中小企業	204,069	232,296	174,153	187,059
	大企業	304,154	359,648	232,605	257,570
卸売・ 小売業	中小企業	285,698	295,487	190,964	197,572
	大企業	351,755	379,325	251,466	273,144
金融・ 保険業	中小企業	321,004	329,547	264,449	269,600
	大企業	419,104	444,923	311,199	345,950
運輸業	中小企業	226,293	285,920	193,338	211,780
	大企業	278,225	336,116	212,709	228,983
サービ ス 業	中小企業	290,978	322,832	233,405	251,542
	大企業	199,007	219,187	188,651	198,379

3 モデル退職金

モデル退職金は定年時には、1,100～1,400万円の水準に達しているが、学歴間、男女間には格差が見られる。

(1) モデル退職金の学歴別比較

モデル退職金の学歴間の格差を見ると、同一勤続年数では、高卒事務系労働者は男女とも大卒の7割から8割、同じく高卒生産労働者では、男女とも大卒の6割から7割となっている。また、定年時では、高卒事務系労働者は、男女とも大卒の9割弱、同じく高卒生産労働者は、男女とも大卒の約8割となっている。(第9表)

第9表 学歴別男女別モデル退職金

(単位：千円)

学歴		勤続年数	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年	定年時
			大学卒	事務系労働者	男	383 (100)	1,161 (100)	2,474 (100)	4,437 (100)	6,989 (100)	10,331 (100)
女	372 (100)	1,097 (100)			2,375 (100)	4,068 (100)	6,232 (100)	9,028 (100)	11,101 (100)	9,768 (100)	13,356 (100)
高校卒	事務系労働者	男	307 (80)	896 (77)	1,876 (76)	3,395 (77)	5,370 (77)	7,828 (76)	10,269 (80)	11,621 (111)	13,153 (88)
		女	298 (80)	854 (78)	1,786 (75)	3,120 (77)	4,949 (79)	6,991 (77)	9,048 (82)	10,313 (106)	11,867 (89)
	生産労働者	男	292 (76)	822 (71)	1,700 (69)	3,062 (69)	4,815 (69)	6,959 (67)	8,803 (69)	10,210 (98)	11,960 (80)
		女	294 (79)	812 (74)	1,673 (70)	2,958 (73)	4,642 (74)	6,596 (73)	8,396 (76)	9,777 (100)	11,256 (84)

()内は大卒男女 = 100とした場合の指数

(2) モデル退職金の男女比較

男女のモデル退職金を同一学歴、同一職種で見ると、その差は徐々に拡大し、勤続25年以上では、いずれの学歴においても、女子の退職金は男子の9割前後となっている。(第10表)

第10表 モデル退職金の男女比較(男 = 100)

学歴		勤続年数	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年	定年時
			大学卒	事務系労働者	男	100	100	100	100	100	100
女	97	94			96	92	89	87	87	94	89
高校卒	事務系労働者	男	100	100	100	100	100	100	100	100	100
		女	97	95	95	92	92	89	88	89	90
	生産労働者	男	100	100	100	100	100	100	100	100	100
		女	101	99	98	97	96	95	95	96	94

(3) モデル退職金の勤続年数別比較

勤続5年時の退職金を1.0として、勤続年数別に退職金の倍率をみると、どの学歴でも、10年時は3倍前後、20年時は1.1倍前後と同じであるが、30年時以降は、バラツキが大きくなっている。(第11表)

第11表 勤続年数にみたモデル退職金の倍率(勤続5年=1.0)

学歴		勤続年数	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年	定年時
			大学卒	事務系労働者	男	1.0	3.0	6.5	11.6	18.2	27.0
女	1.0	2.9			6.4	10.9	16.8	24.3	29.8	26.3	35.9
高校卒	事務系労働者	男	1.0	2.9	6.1	11.1	17.5	25.5	33.4	37.9	42.8
		女	1.0	2.9	6.0	10.5	16.6	23.5	30.4	34.6	39.8
	生産労働者	男	1.0	2.8	5.8	10.5	16.5	23.8	30.1	35.0	41.0
		女	1.0	2.9	5.7	10.1	15.8	22.4	28.6	33.3	38.3

(4) モデル退職金の規模間比較

中小企業と大企業のモデル退職金を同一学歴・同一職種で見ると、勤続5年では、いずれの職種でも中小企業が大企業を上回っているが、10年時以降は、ほぼすべての学歴・職種で大企業を上回っている。(第12表)

第12表 大企業を100とした場合の中小企業退職金指数

学歴		勤続年数	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年	定年時
			大学卒	事務系労働者	男	108	96	85	81	73	72
女	113	98			90	83	82	77	76	76	88
高校卒	事務系労働者	男	116	101	91	82	77	73	70	73	78
		女	111	96	90	81	79	74	71	73	78
	生産労働者	男	101	92	85	76	71	68	67	68	70
		女	111	91	87	80	75	70	70	72	74

4 初 任 給

平成 12 年 4 月採用の新規学卒者の初任給は第 19 表のとおりとなっている。対前年上昇額は 2,961 円～6,051 円（前年 3,502 円～4,221 円）、対前年増減率は、2.0%～3.9%（2.5%～2.8%）となっている。（第 13 表）

第 13 表 規模別初任給

（単位：円、％）

区 分		高 校 卒				短 大 卒		大 学 卒	
		生産労働者		事務・技術・販売 労働者		事務・技術・販売 労働者		事務・技術・販売 労働者	
		男	女	男	女	男	女	男	女
中 小 企 業	平成 12 年	160,343	152,253	155,873	149,386	162,464	161,304	186,292	183,372
	平成 11 年	155,798	151,559	149,822	147,739	162,401	160,074	187,453	182,523
	前年差	4,545	694	6,051	1,647	63	1,230	1,161	849
	増減率	2.8%	0.5%	3.9%	1.1%	0%	0.8%	0.6%	0.5%
大 企 業	平成 12 年	151,317	149,582	155,296	153,432	166,471	158,848	190,752	183,711
	平成 11 年	153,371	152,543	151,480	149,713	161,280	158,996	186,695	181,840
	前年差	2,054	2,961	3,816	3,719	5,191	148	4,057	1,871
	増減率	1.4%	2.0%	2.5%	2.4%	3.1%	0.1%	2.1%	1.0%

(1) 規模別

大企業と中小企業について同一学歴・同一職種で見ると、中小企業を 100 とした場合、大企業は 94.4～102.7（前年 100.1～110.5）である。（第 14 表）

第 14 表 初任給の規模間格差（中小企業 = 100）

区 分		高 校 卒		短 大 卒		大 学 卒	
		生産労働者	事務・技術・販売 労働者	事務・技術・販売 労働者	事務・技術・販売 労働者		
男	中小企業	100.0	100.0	100.0	100.0		
	大企業	94.4	99.6	102.5	102.4		
女	中小企業	100.0	100.0	100.0	100.0		
	大企業	98.2	102.7	98.5	100.2		

(2) 学歴別

学歴別に同一性別・同一規模で見ると、大学卒を100とした場合、高校卒は79.3～86.1（前年79.3～83.8）、短大卒は86.5～88.0（前年87.8～88.6）である。（第15表）

第15表 初任給の学歴別比較（大学卒＝100）

区 分		高 校 卒		短 大 卒	大 学 卒
		生産労働者	事務・技術・販売 労働者	事務・技術・販売 労働者	事務・技術・販売 労働者
中小企業	男	86.1	83.7	87.2	100.0
	女	83.0	81.5	88.0	100.0
大企業	男	79.3	81.4	87.3	100.0
	女	81.4	83.5	87.3	100.0

(3) 男女別

男子の初任給を100として、同一規模・同一職種・同一学歴で女子の初任給をみると、すべての区分で男子が女子を上回っている。（第16表）

第16表 男子を100としたときの女子の初任給の割合

区 分		高 校 卒		短 大 卒	大 学 卒
		生産労働者	事務・技術・販売 労働者	事務・技術・販売 労働者	事務・技術・販売 労働者
中小企業		94.6	95.8	99.3	98.4
大企業		98.9	98.8	95.4	96.3

5 労働時間

(1) 総実労働時間

平成 12 年 7 月 1 か月間の県内常用従業員の平均総実労働時間は、180.7 時間となっている。

(統計表 1 - 1)

これを規模別にみると、中小企業で 182.3 時間、大企業で 180.1 時間となっている。前年と比べると、中小企業で 1.3 時間の減少、大企業で 1.1 時間の減少となっている。(第 17 表)

産業別に労働時間の長い順にみると、中小企業では「運輸業」(207.9 時間)「建設業」(185.5 時間)「製造業」(178.4 時間)「サービス業」(176.2 時間)「卸売・小売業」(178.4 時間)「金融・保険業」(161.7 時間)となっており、大企業では「運輸業」(186.8 時間)「建設業」(186.7 時間)「製造業」(181.6 時間)「卸売・小売業」(171.5 時間)「サービス業」(170.4 時間)「金融・保険業」(163.2 時間)となっている。

第 17 表 総実労働時間の前年比較

(単位：時間)

区 分	平成 11 年	平成 12 年	前年差 (12 年 - 11 年)
中小企業	181.0	182.3	1.3
大企業	181.2	180.1	1.1

(2) 所定内実労働時間

月間所定内実労働時間は、中小企業で 164.8 時間、大企業で 161.6 時間となっている。

産業別にみると、中小企業では「運輸業」が 174.6 時間で最も長く、次いで「建設業」(167.9 時間)「卸・小売業」(166.2 時間)で、逆に「製造業」「サービス業」が 161.7 時間で最も短くなっている。

一方、大企業では「建設業」が 176.6 時間で最も長く、次いで「卸売・小売業」と「運輸業」(161.8 時間)で、逆に「金融業」が 154.6 時間で最も短くなっている。

(3) 所定外実労働時間

月間所定外実労働時間は、中小企業で 17.5 時間、大企業で 18.5 時間となっており、中小企業の方が 1.0 時間短くなっている。

産業別にみると、中小企業では「運輸業」が 33.3 時間で最も長く、次いで「建設業」(17.6 時間)で、逆に「金融・保険業」が 3.1 時間で最も短くなっている。

また、大企業でも「運輸業」が 25.0 時間で最も長く、次いで「製造業」(20.3 時間)で、逆に「金融・保険業」が 8.6 時間で最も短くなっている。

6 パートタイム労働者

(1) 平均賃金

平成12年7月1か月間の県内パートタイム労働者の平均賃金は、中小企業で84,370円、大企業で94,915円となっている。(第18表)

第18表 パートタイム労働者の平均賃金

区分	規模	勤続 月数 (月)	年齢 (歳)	平均賃金			所定内 実労働 時間 (時間)	所定外 実労働 時間 (時間)
				基準内 賃金 (円)	基準外 賃金 (円)	総額 (円)		
全産業	中小企業	40.2	43.9	80,017	4,353	84,370	101.0	4.3
	大企業	59.3	44.8	88,245	6,671	94,915	106.4	6.7
建設業	中小企業	11.5	40.3	83,923	450	84,372	96.2	0.5
	大企業	21.6	47.4	84,550	10,449	94,999	118.7	5.5
製造業	中小企業	42.4	44.4	93,768	6,030	99,797	117.6	4.6
	大企業	68.1	43.3	96,085	10,170	106,255	121.1	10.6
卸売・ 小売業	中小企業	54.1	40.6	72,896	725	73,621	99.1	0.9
	大企業	75.9	41.2	88,461	1,060	89,520	106.6	0.9
金融・ 保険業	中小企業	54.2	43.7	114,911	271	115,182	115.1	0.3
	大企業	26.9	35.9	93,700	329	94,029	109.7	0.3
運輸業	中小企業	34.7	44.2	101,211	6,448	107,660	94.5	6.3
	大企業	34.2	45.7	99,807	14,352	114,160	86.0	9.8
サービ ス業	中小企業	23.9	46.8	67,089	6,279	73,368	86.1	7.5
	大企業	45.5	49.2	75,122	3,518	78,640	87.0	3.5

次に、時間給をみると、中小企業で792円、大企業で829円となっている。

これを産業別にみると、中小企業で最も高いのは「運輸業」(1,097円)で、次いで「金融・保険業」(998円)、逆に最も低いのは「卸売・小売業」(736円)となっている。

一方、大企業で最も高いのは「運輸業」(1,160円)で、次いで「サービス業」(863円)、逆に最も低いのは「建設業」(712円)となっている。

(2) 所定内実労働時間

平成12年7月1か月間の所定内実労働時間は、中小企業で101.0時間、大企業で106.4時間となっている。

産業別にみると、中小企業で最も長いのは「製造業」(117.6時間)、次いで「金融・保険業」(115.1時間)、逆に最も短いのは「サービス業」(86.1時間)となっている。

一方、大企業では「製造業」(121.1時間)が最も長く、次いで「建設業」(118.7時間)、逆に最も短いのは「運輸業」(86.0時間)となっている。(第24表)

(3) 平均年齢・平均勤続月数

パートタイム労働者の平均年齢は、中小企業で43.9歳、大企業で44.8歳となっている。

産業別にみると、中小企業では「建設業」が40.3歳で最も低く、「サービス業」が46.8歳で最も高くなっている。

一方、大企業では「金融・保険業」が35.9歳で最も低く、「サービス業」が49.2歳で最も高くなっている。

平均勤続月数は中小企業では40.2か月、大企業では59.3か月となっている。

産業別にみると、中小企業では「金融・保険業」が54.2か月で最も長く、大企業では「卸売・小売業」が75.9か月で最も長くなっている。(第24表)

7 週休制

何らかの形態の週休2日制を採用している企業は、86.6%で、そのうち月2回以上の週休2日制を採用している企業は61.6%（完全週休2日制採用企業は39.3%）となっている。（第19表）

第19表 週休制の形態

（単位：％）

区 分	週 休 1日制	週 休 1日半制	週 休 2 日 制							い ず れ で も な い
			完 全	月3回	隔 週	月2回	月1回	その他	小 計	
全 産 業	3.6	1.6	39.3	4.7	8.0	9.6	1.9	17.9	86.6	13.4
中小企業	5.5	2.5	27.0	4.2	9.3	13.9	3.0	19.4	84.8	15.2
大 企 業	0.0	0.0	62.2	5.5	5.5	1.6	0.0	15.0	89.7	10.3

（注） 「 - 」はサンプルがないものである。

(1) 規模別

平成12年7月時点で、何らかの形態の週休2日制を実施している企業は、中小企業で84.6%、大企業で89.7%と、大企業の方が4.9ポイント高くなっている。

実施形態別にみると、中小企業では「完全週休2日制」が27.0%で最も多く、次いで「月2回週休2日制」が13.9%、「隔週週休2日制」が9.3%となっている。一方、大企業では、「完全週休2日制」が62.2%で最も多くなっている。（第19表）

(2) 産業別

産業別に実施形態をみると、何らかの形態の週休2日制を採用している企業の割合が最も高いのは「金融・保険業」（99.9%）、次いで「建設業」（93.1%）、「卸売・小売業」（91.0%）の順で、逆に最も低いのは「運輸業」（63.1%）となっている。

「完全週休2日制」は、「金融・保険業」（85.7%）が最も高く、次いで「サービス業」（50.6%）、「卸売・小売業」（40.3%）の順で、逆に最も低いのは「運輸業」（10.5%）となっている。週休2日制は「金融・保険業」で先行し、「運輸業」で実施率が低い傾向にある。（第20表）

第20表 産業別週休制の形態

(単位：%)

区 分	週 休 1日制	週 休 1日半制	週 休 2 日 制							小 計	い ず れ で も な い
			完 全	月 3 回	隔 週	月 2 回	月 1 回	そ の 他			
建 設 業 (4 6 社)	7.0	-	32.6	2.3	11.6	18.6	4.7	16.3	93.1	6.9	
製 造 業 (1 1 1 社)	0.9	-	36.4	3.7	9.3	12.1	0.9	22.4	85.7	14.3	
卸 売 ・ 小 売 業 (7 3 社)	6.5	-	40.3	5.2	6.5	7.8	2.6	22.1	91.0	9.0	
金 融 ・ 保 険 業 (1 4 社)	-	-	85.7	7.1	-	-	7.1	-	99.9	0.1	
運 輸 業 (4 1 社)	2.6	5.3	10.5	7.9	2.6	10.5	2.6	21.1	63.1	36.9	
サ ー ビ ス 業 (9 0 社)	3.5	4.7	50.6	4.7	9.4	4.7	-	10.6	88.2	11.8	

(注) 「-」はサンプルがないものである。

第 2 調査の説明

1 調査の内容

(1) 調査の目的

県内の民間事業所に雇用される常用従業員及びパートタイム労働者の平均賃金や労働時間並びに新規学校卒業者の初任給等の労働条件の実態を明らかにし、賃金や労働時間等の労働条件改善の際の基礎資料とする。

(2) 調査時点

平成 12 年 7 月 31 日現在。ただし、初任給については 4 月 1 日現在。

(3) 調査対象

県内の建設業、製造業、卸売・小売業、金融・保険業、運輸業及びサービス業に属する常用従業員 30 人以上の民間事業所のうち、任意に抽出した 1,066 事業所を対象とした。

(4) 回答状況

調査対象事業所のうち回答があったのは 389 事業所（回答率 36.5%）で、このうち記載不備のもの等を除いた 375 事業所について集計した（有効回答率 35.2%）。

対象事業所数及び集計事業所数

区 分	対 象 数	集 計 数	中 小 企 業	大 企 業
			集 計 数	集 計 数
建 設 業	111	46	36	10
製 造 業	314	111	74	37
卸 売 ・ 小 売 業	262	73	40	33
金 融 ・ 保 険 業	65	14	4	10
運 輸 業	123	41	30	11
サ ー ビ ス 業	191	90	63	27
合 計	1,066	375	247	128

なお、中小企業と大企業の区分は、事業所の属する企業の従業員数（本社、工場、営業所等を含めた全従業員数）により、従業員 300 人未満の企業を中小企業、300 人以上を大企業とする。

(5) 調査方法

郵送・自計により行った。

(6) 調査項目

支給賃金額等・・・・・・ 常用従業員及びパートタイム労働者について、従業員数、勤続年（月）数、年齢、基準内賃金、基準外賃金、所定内実労働時間、所定外実労働時間を調査した。

モデル退職一時金・・・・ 学歴別男女別にモデル退職一時金を調査した。

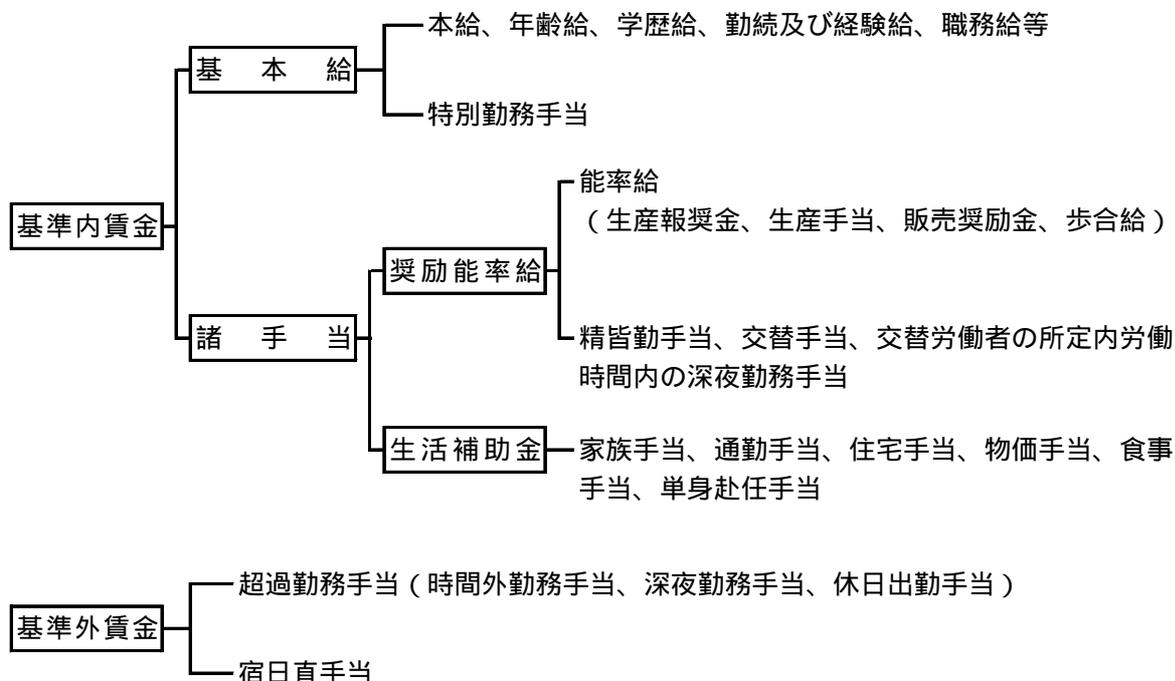
新規学卒者の初任給・・・・ 学歴別、男女別に、12 年度の初任給と 13 年度採用予定者の初任給を調査した。

週休制の形態・・・・・・ 週休 2 日制の実施状況について調査した。

2 主な用語の説明

(1) 基準内賃金と基準外賃金

基準内賃金と基準外賃金は、次の賃金項目をいう。



(注) 臨時に支給される賞与、夏季手当は含まない。

(2) 常用従業員

期間を定めずに、または1か月を超える期間を定めて雇われる者をいう。パートタイマー、臨時、日雇労働者等の呼称にかかわらず、1日の所定労働時間が正社員と変わらず、調査月前2か月にそれぞれ18日以上雇われている者を含む。

(3) パートタイム労働者

1日、1週、または1か月の所定労働時間が、「常用従業員」より短い労働者をいう。

(4) モデル退職一時金

進学して卒業後直ちに高校卒18歳、短大卒20歳、大学卒22歳で就職し、その後継続して勤務した、いわゆる標準労働者が自己都合または定年でやめたときに支払われることになっている退職一時金をいう。

なお、企業年金その他の形態により分割して支払われている場合は、一時金としての支払額に換算した金額を用いた。

(5) 初任給

平成12年4月の新規学卒者の基準内賃金(ただし、精皆勤手当、家族手当、通勤手当を除く)をいう。

(6) 週休制

各事業所における週休制度の実施形態をいう。土・日が週休制でない事業所については、1か月の決まった休日の日数により、各形態に分類した。

3 利用上の注意

(1) 統計表の中で「 - 」と表示しているのは、サンプルがないものである。

地 区 別	市 郡 名
福 岡	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、筑紫郡、糟屋郡、宗像郡、糸島郡
北 九 州	北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡
筑 後	大牟田市、久留米市、柳川市、甘木市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、朝倉郡、浮羽郡、三井郡、三潴郡、八女郡、山門郡、三池郡
筑 豊	直方市、飯塚市、田川市、山田市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡